広報
ふちゅう11

目次

2 | 休日診療当番医
町からのお知らせ
10 | まちのわだい
11 | イクフレ
12 | くらしのガイド
19 | ふるさとふちゅう再発見
魅力発信！まち記者レポート
20 | ふちゅうの宝みぃつけた！

広報ふちゅうなどの配布について

広報ふちゅうや行政配布物のお届けには１週間ほどかかる場合があります。業者が配布する町内会・自治会の地域にお住まいで未配の場合は、お手数ですが下記の業者にお問い合わせください。

㈱ヒューマンネット（委託業者）
（☎926-1661）

◆業者委託の対象地域は町HPでご確認ください。

町の人口（10月１日現在）

人口	51,701人
男	25,366人
女	26,335人
世帯数	24,063世帯

休日診療当番医



11月1日（日）	向洋駅前心療クリニック (心療内科) 青崎中24-26　6階　☎286-2335
11月3日（火・祝）	唐崎耳鼻咽喉科 (耳鼻咽喉科) 宮の町2-5-31　☎284-0333
11月8日（日）	しみずハート内科クリニック (内科・循環器内科) 大須3-8-56　☎283-8010
11月15日（日）	行徳皮ふ科アレルギー科 (皮膚科・アレルギー科) 青崎中24-26　5階　☎287-1560
11月22日（日）	向洋こどもクリニック (小児科) 青崎中24-26　4階　☎287-3266
11月23日（月・祝）	やまだ眼科 (眼科) 青崎中24-26　3階　☎287-2123
11月29日（日）	岡原内科皮ふ科クリニック (皮膚科・アレルギー科・内科) 大須1-19-19　☎561-0303
12月6日（日）	太田整形外科 (整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科) 大通2-10-8　☎510-5107

イベント情報

2026ハロー公民館まつり

問 府中公民館（☎ 286-3276）

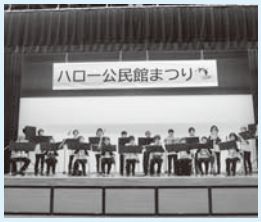
日時 11月21日㈯　午前10時～午後４時
11月22日㈰　午前10時～午後３時

場所 府中公民館
※臨時駐車場：府中小学校グラウンド
（公民館には駐車できません。駐車台数には限りがあります。）

内容
●オープニング「府中中学校吹奏楽部」による演奏会
●人権啓発上映会「おんぷのまちのものがたり」
●スタンプラリー、お楽しみイベント
●子ども遊び広場、消防車と記念撮影
●作品展示、舞台発表、模擬店（飲食コーナーなど）







府中町立図書館まつり

問 図書館（☎ 286-3405）

日時 11月14日㈯　午前10時～午後４時

場所 くすのきプラザ１階
（図書館、ギャラリー）

内容
●ボランティアグループなどによるおはなし会
●前年度の忘れ物展示
※「本・雑誌のリサイクル市」は、今年は実施しません。

◆来場者には広島広域都市圏ポイント（としポ）をプレゼント！（先着順）



皆さまのご来場をお待ちしています！



小・中学校　指定学校の変更

問 学校教育課児童生徒係（☎286-3271）



次の表にある変更理由に当てはまる場合は、通学区域で指定された学校を変更することができます。指定学校の変更を希望する場合は、学校教育課にご相談ください。なお、変更が認められるのは、小・中学校卒業までの保護者が希望する期間です。
※変更理由５・６は、各学校の学級数や教室数などにより児童生徒数の適正規模の範囲内で認めます。

	変更理由	事例	申請期間
1	転居	・学年の途中で町内の他の通学区域に転居した場合 ・町内で他の通学区域へ転居することが確定している場合	理由が生じた後、速やかに
2	身体的理由	・継続的な加療等により指定学校への就学が困難な場合 ・校内生活を送るうえで支障がある場合 ・車いす等による通学が著しく困難な場合	理由が生じた後、速やかに
3	家庭の事情	・保護者の就労により帰宅後に保護者が不在のため一時的に親族宅や保護者就労店舗等へ帰宅する場合 ・家庭環境および社会的状況から、住民登録を異動させることにより、著しく不利益となることが明白な場合	理由が生じた後、速やかに
4	いじめ・不登校	・いじめからの回避または不登校の回復を目的とする場合	理由が生じた後、速やかに
5	通学距離	・指定学校よりも通学距離が短い学校へ通いたい場合 ※北小学校区からの変更は除く。（その他の学校についても抽選になる場合あり。）	令和８年11月30日㈰まで
6	中学校部活動	・指定学校に希望する部活動がない場合	令和９年２月19日㈮まで
7	小学校の指定学校変更に伴う中学校の変更	・小学校で指定学校を変更したことにより、その小学校と同じ通学区域である中学校に入学を希望する場合	令和９年２月19日㈮まで
8	その他	①兄弟姉妹が指定学校を変更していて、同一の学校に入学を希望する場合	令和９年１月22日㈮まで
		②その他教育上の配慮または教育環境の保持を必要とする場合	理由が生じた後、速やかに

地域のみなさんのあたたかい見守りを

「虐待かも」と思ったら相談を！

虐待は誰にでも起こり得ます。また、責任感や疲れから、最も身近な人が思いがけず虐待にあたる行動をとってしまうケースもあります。

子育て、介護、養護に負担を感じている人が近くにいたら、次の相談窓口（秘密厳守）をご案内していただくか、匿名でご連絡ください。解決への糸口を一緒に探します。

【障害者に関する相談窓口】

●**養護者・障害者福祉施設従事者などによる虐待**
福祉課障害者福祉係（☎286-3161・FAX 283-5775）

●**使用者による虐待**
広島県障害者権利擁護センター
（☎569-5151・FAX569-6161・
✉kenri@hiroshima-fukushi.net）
㈪～㈮ 午前８時30分～午後５時30分
※㈭のみ午後６時30分まで
※夜間、土日祝、年末年始は留守番電話・ＦＡＸ・メールで受付。

【高齢者に関する相談窓口】

●**養護者による虐待**
府中町地域包括支援センター（☎285-7290）

●**養護者・介護施設従事者などによる虐待**
高齢介護課高齢者福祉係（☎286-3256）

【児童に関する相談窓口】

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

●**児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189（いちはやく））**

●**子育てひとりで悩まないで！相談・連絡**
府中町こども家庭センター（☎286-3224）
広島県西部こども家庭センター（☎254-0381）

【女性・DV】

11/12～25は
女性に対する暴力をなくす運動期間

12月３日～９日は障害者週間
相手の思いに寄り添うことから始まる「合理的配慮」

問 福祉課障害者福祉係（☎ 286-3161）

令和６年４月から、障害のある人への**合理的配慮の提供**が事業者に対して義務付けられています。合理的配慮とは、障害のある人が社会生活で感じる困りごとを取り除くために当事者の意思を尊重しながら、負担が重すぎない範囲で対応することです。私たち一人ひとりが工夫できるヒントを探すため、（特非）WINDえのみやの皆さんにお話を伺いました。


菱谷 高之 さん

―施設で働いておられます。「助かっている」と感じることは何ですか？

WINDえのみやでは、その日の体調に合わせて仕事の希望を伝えることができます。入所当時は自分から体調のことを言ってはいけないと思っていましたが、自分の思いを素直に伝えられる環境は、受け入れられているという安心感につながっています。周囲への感謝の気持ちが芽生え、前向きになりました。

―外出中に困ったとき、どのように接してもらえるとよいですか？


宮本 玲子 さん

外出中に発作が起きることがあります。そのときは症状が落ち着くまで待つしかありません。きっと周りの方は、どう接すればよいかと迷われていると思います。「大丈夫ですか？」「何かお手伝いできることはありますか？」と一言声をかけてもらえると、安心できます。何も声をかけてもらえないと、孤独を感じることもありますから。動悸や呼吸が苦しいときはお返事ができないこともありますが、見守っていただければありがたいです。


横山 朋子 さん

―利用者さんとの関わりにおいて、どんなことを大切にされていますか？

利用者さんが思いを伝えやすい環境づくりを心がけています。そのため、一人ひとりの状況を職員の間で共有したり、ご自身のことはご自身で決める「意思決定支援」を大切にしています。障害のある人もない人も、共に地域で暮らす生活者なんですよね。

●インタビューを終えて

合理的配慮は、支援する側の思いだけでも、また障害のある当事者の思いだけでも成り立つものではありません。大切なことは「相手が何を必要とし望んでいるのか」「自分はどんなことならできるのか」。その思いに耳を傾け、互いに納得できる方法を一緒に考えることです。その積み重ねの中に、誰もが自分らしく暮らせる地域をつくるヒントがあるのではないでしょうか。

広告

広告

●合理的配慮の提供とは

日常生活や社会生活において、障害のない人にとっては簡単に利用できたとしても、障害のある人にとっては利用が難しく、活動が制限されてしまうことがあります。障害のある人から対応を求められたときは、そのバリア（障壁）を取り除く必要があります。

このため、障害者差別解消法では、無理のない範囲で必要な工夫や対応を行う合理的配慮の提供を行政機関や事業者に対して求めています。

令和６年４月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮の提供にあたっては、事業者と障害のある人、両者が対話を重ね、一緒に解決策を検討していくことが重要です。

詳しくは内閣府HPをご覧ください▶

合理的配慮の具体例

①環境を整える（例：車いすが通れるように通路や出入口のスペースを確保する）
②伝え方を工夫する（例：筆談や読み上げなどを取り入れる）
③やり方やルールを柔軟にする（例：文字を書くことが難しい場合、機器での文字入力を認める）







●「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」をご存知ですか？

ヘルプマークは、外見からはわからない援助や配慮を必要とする人が、周りに配慮を必要としていることを示すためのものです。このマークを見かけたら、公共交通機関で席を譲ったり、困っている様子であれば声をかけたり、思いやりのある行動にご協力をお願いします。

ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援の内容などを記載しておき、意思表示が難しい場合に周りに提示できるものです。


▼ヘルプマーク



広告

府中町が単独で市になることについて「全住民アンケート」を行います

町ＨＰはこちら▶

問 政策企画課企画調整係（役場３階⑦番窓口・☎ 286-3121）

４月から広報ふちゅうでお伝えしているとおり、町では、持続的なまちの発展や活性化につなげるために、単独で市になること（市制施行）を含めた単独自治のあり方について今年度中をめどに検討を行っています。

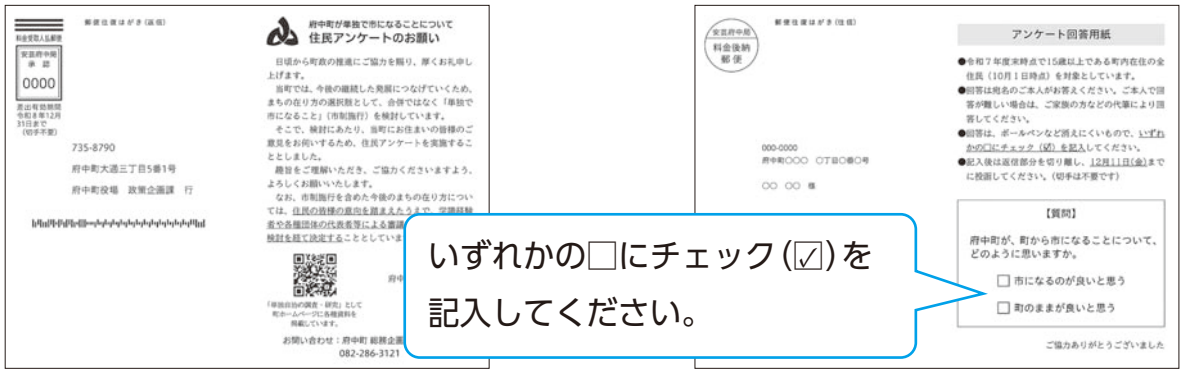
検討にあたっては住民の皆様の意向を踏まえて行うことが必要不可欠であることから、15歳以上の全住民を対象としたアンケート調査を行います。

対象者　次の全てに当てはまる人
①令和８年10月１日時点で府中町に住民登録がある
②令和８年３月31日時点で15歳以上である

実施時期　11月上旬から順次発送します。手元に届くまで数日かかる場合があります。

回答方法　対象者宛に往復はがきを送付します。返信部分に回答をご記入の上、切り離して12月11日までに投函してください。質問は「府中町が、町から市になることについて、どのように思いますか」の１問です。「市になるのが良いと思う」と「町のままが良いと思う」のいずれかを選択してください。

［往復はがきのイメージ］



※回答は宛名のご本人がお答えください。ご本人で回答が難しい場合は、ご家族の方などの代筆により回答してください。

実施後　回答を集計し、結果を町ＨＰや広報ふちゅうに公開します。

はがきが届かない、はがきを紛失した場合
役場政策企画課にて再発行します。希望される方は、本人が確認できるもの（運転免許証など）を持参し、政策企画課にお越しください。なお、再発行は来庁して申請した本人に対してのみ行います。代理の方への再発行はできません。

回答を書き間違えたり、用紙を汚損した場合
該当するはがきと引き換えで再発行します。はがきを持参し、政策企画課にお越しください。

●市制施行について改めてご説明します

Q.市制施行って何？

A．府中町が単独で町から市になることです。広島市との合併ではありません。町が市になるためには、人口５万人以上などの法律で定められた要件があり、現在、市になることができる町は全国で府中町だけです。

Q.市制施行は何のため？

A．府中町の大きな課題の１つに人口減少が挙げられ、令和４年以降、人口は減少傾向となっています。また、府中町は暮らしやすいまちとして県内で一定の評価を受けていますが、県外に目を向けると、必ずしも認知度が高いとは言えないのが現状です。町の最上位計画である「第５次総合計画」では、人口の維持を目指しており、取組の一つとして市制施行の検討を位置付けています。「暮らしやすいまち」といった府中町の良さを高め、その魅力を広く発信することで、将来的な人や企業の呼び込みにつなげていきたいと考えています。

Q.市制施行で何が変わるの？

A．自治体の名称や住所表記が変わります（安芸郡府中町→○○市）。そのため、町名や住所などの表記を修正する必要があります。一方で、役場の業務（行政サービス）や制度は大きく変わらないほか、市になることで税金や料金が上がることはありません。また、役場の職員や議員の給与・報酬が自動的に上がることもありません。

Q.デメリットはあるの？

A．町名や住所などの修正により、行政内部で２億１千万円程度の費用がかかります。これについては、町政全体の枠内で必要な財源を確保することとしており、他の事業を圧迫することや、新たな住民負担の発生はありません。また、住民や町内事業者においては、一部の住所変更手続きや住所表記の修正について、各自でご対応頂く場合があります。（住所変更の手続きについては、町で確認し、改めてお知らせします。）

Q.アンケート実施後の動きは？

A．今回実施するアンケートの結果を踏まえ、住民団体の代表者などによる審議会や、議会の特別委員会において検討を行います。その結果、市制施行を進めるということになれば、県への申請などの手続きを行うことになります。

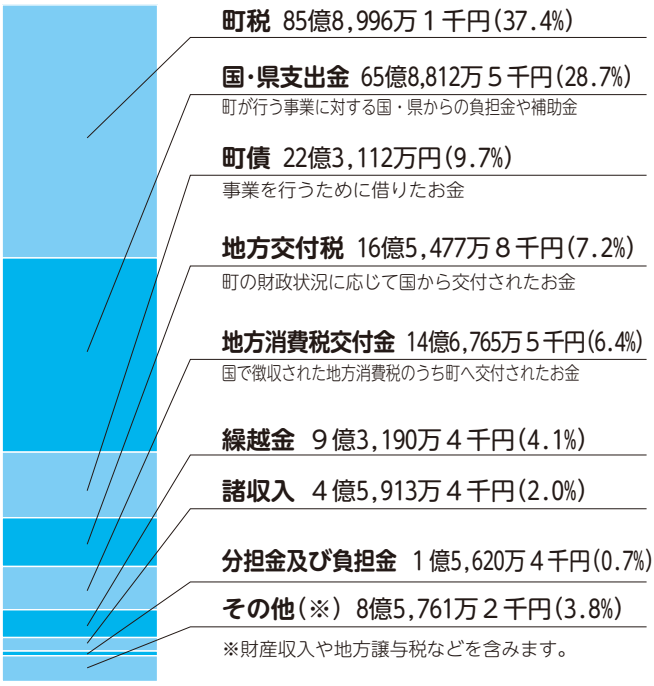
令和７年度 決算概要

問 財政課財政係（☎286-3132）

府中町の令和７年度決算は、適正な事業運営に努めた結果、一般会計、特別会計(土地取得・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)、下水道事業会計のいずれの会計も黒字決算となりました。 特に、町の積立金である財政調整積立基金は、前年度対比４億6,527万６千円増の30億6,574万７千円となり、過去最高額となりました。

一般会計

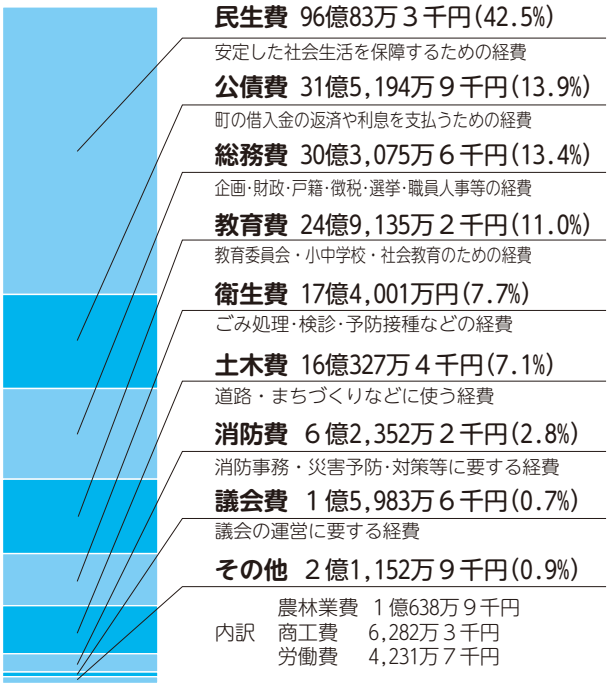
歳入総額 229億 3,649万３千円



- **町税** 85億8,996万１千円(37.4%)
- **国・県支出金** 65億8,812万５千円(28.7%)
 町が行う事業に対する国・県からの負担金や補助金
- **町債** 22億3,112万円(9.7%)
 事業を行うために借りたお金
- **地方交付税** 16億5,477万８千円(7.2%)
 町の財政状況に応じて国から交付されたお金
- **地方消費税交付金** 14億6,765万５千円(6.4%)
 国で徴収された地方消費税のうち町へ交付されたお金
- **繰越金** ９億3,190万４千円(4.1%)
- **諸収入** ４億5,913万４千円(2.0%)
- **分担金及び負担金** １億5,620万４千円(0.7%)
- **その他**（※） 8億5,761万２千円(3.8%)

※財産収入や地方譲与税などを含みます。

歳出総額 226億 1,306万１千円



- **民生費** 96億83万３千円(42.5%)
 安定した社会生活を保障するための経費
- **公債費** 31億5,194万９千円(13.9%)
 町の借入金の返済や利息を支払うための経費
- **総務費** 30億3,075万６千円(13.4%)
 企画･財政･戸籍･徴税･選挙･職員人事等の経費
- **教育費** 24億9,135万２千円(11.0%)
 教育委員会・小中学校・社会教育のための経費
- **衛生費** 17億4,001万円(7.7%)
 ごみ処理･検診･予防接種などの経費
- **土木費** 16億327万４千円(7.1%)
 道路・まちづくりなどに使う経費
- **消防費** ６億2,352万２千円(2.8%)
 消防事務・災害予防･対策等に要する経費
- **議会費** １億5,983万６千円(0.7%)
 議会の運営に要する経費
- **その他** ２億1,152万９千円(0.9%)

内訳 農林業費 １億638万９千円
商工費 6,282万３千円
労働費 4,231万７千円

町民１人当たりに換算すると･･･

(令和７年度末人口51,675人)

●町民１人が納めた町税 **16万 6,230円**

●町民１人に使われたお金 **43万 7,602円**

特別会計

特別会計は一般会計と区分し、特定の収入と支出で経理を行う会計です。

	歳　入	歳　出
土地取得	１万１千円	１万１千円
国民健康保険	43億4,443万８千円	43億3,349万２千円
介護保険	41億2,282万７千円	40億9,120万７千円
後期高齢者医療	９億8,209万６千円	９億7,926万９千円

下水道事業会計

収益的収入および支出	区分	決算額	資本的収入および支出	区分	決算額
	下水道事業収益	13億6,317万４千円		資本的収入	６億5,887万１千円
	下水道事業費用	13億3,815万４千円		資本的支出	12億178万６千円

一般会計 主な事業



町HPは
こちら▶

【総務費】低炭素型社会づくり推進事業
6,077万３千円

町内の街路灯のLED化を行いました。

【土木費】向洋駅周辺土地区画整理事業
２億915万２千円

向洋駅周辺の健全な市街地の形成を図り、便利で活力と賑わいにあふれるまちづくりを推進するため、向洋駅南口付近の街区の整備に向けて、物件移転補償と隣接する道路の整備を行いました。

【教育費】公共施設維持保全事業（小学校改修）
２億2,326万４千円

府中北小学校校舎等の屋根・外壁の改修工事を行いました。

【総務費・民生費ほか】原油価格・物価高騰対策各種事業
３億4,706万４千円

住民税非課税世帯や社会福祉施設などに対し、給付金を給付するなどの支援を実施しました。

【民生費】子ども医療費給付事業
１億9,777万１千円

中学生以下の子どもの入院・通院に係る医療費（自己負担額）を助成しました。また、令和７年４月から所得制限を撤廃しました。

【土木費】広島市東部地区連続立体交差事業
２億2,537万７千円

広島県が施行する仮線工事・高架工事に対し、地元負担金を支出しました。

【教育費】府中南公民館改築事業
3,125万６千円

府中南公民館の改築に係る基本設計を行いました。

【消防費】防災体制強化事業
934万２千円

食糧、資機材（発電機３台）の計画的な備蓄を行いました。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機の更新を行いました。

健全化判断比率

指標	用語解説	結果	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度	赤字なし	13.04%
連結実質赤字比率	公営企業を含む全ての会計の赤字の程度	赤字なし	18.04%
実質公債費比率	標準的な収入に占める借金返済の支払額の割合	7.7%	25.0%
将来負担比率	借金や将来支払う負担金などの残高が将来の財政を圧迫する可能性の程度	54.8%	350.0%

資金不足比率

●下水道事業会計

指標	用語解説	結果	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業の資金不足の割合	資金不足なし	20.0%

令和７年度決算に基づいた府中町の財政状況は、いずれの比率も基準を下回っています。

広告

広告

令和９年度保育所・認定こども園・地域型保育事業 入所案内



問 子育て支援課保育係（役場２階⑤番窓口・☎ 286-3168）

対府中町に住所があり、生後43日以上、小学校就学前で、保護者が仕事などで保育できない、次のいずれかに当てはまる乳幼児（日々の通所や集団保育が可能であること）
①令和９年４月から新しく入所希望
②育児休業が終わり、令和９年度中に入所希望
③令和９年度中に産前産後を理由に入所希望
④転園希望

申請案内の配布場所　子育て支援課、マイ・フローラ南交流センター、福寿館、町ＨＰ

注早めに受け取り、事前に必要な書類をご準備ください。転入予定者は入所日以前に転入される場合のみ受付。今年度入所保留中の人も申請が必要。

申必要な書類を揃えて、第１希望の施設（右上表）に児童同伴でお越しください。

受付時間　午前９時30分～午後４時

●右上表の受付日に申請できない人や記載のない園を希望の人は12月14日㈪～25日㈮の平日に子育て支援課で申請。（HPは12/1㈫から公開）

施設名	受付日	受付場所
府中ひかり保育園 第二府中ひかり保育園	12/1㈫	第二府中ひかり保育園 （本町1-14-12）
ピッコロゴード保育園	12/2㈬	ピッコロゴード保育園 （浜田本町7-13）
こんごう保育園 こんごうさくら保育園	12/3㈭	こんごう保育園 （浜田2-2-6）
若竹こども園	12/4㈮	若竹こども園 （鹿籠1-20-33）
府中なかよし保育園	12/10㈭	府中なかよし保育園 （大須3-4-16-1）
認定こども園つばめ	12/11㈮	認定こども園つばめ （柳ヶ丘20-16）

公開保育　主催　府中町保育研究会

自由に参観できますので、お気軽にお越しください。※車での来園はご遠慮ください。

時11月12日㈭　午前９時30分～午後４時

所町内認可保育所、認定こども園、小規模保育施設

まちの身近な話題を紹介

まちのわだい

SOMPOボールゲームフェスタを開催しました



10月10日㈯にくすのきプラザでスポーツイベントを開催し、約100人の子どもが元新体操日本代表の坪井 保菜美 さんたちと体を動かしました。

宝くじ助成金を活用しました



コミュニティ活動推進のため、浜田四丁目町内会の掲示板を整備しました。宝くじ助成金は、宝くじの受託事業収入を財源に、（一財）自治総合センターが実施しています。

㊗100歳おめでとうございます！

今年度100歳を迎えたのは13名。そのうち３名に長生きの秘訣をお伺いしました。



下市 幹夫 さん

好き嫌いなく、何でも自分の歯で食べること。毎日欠かさず自分でコーヒーを淹れています。



菊地 守 さん

毎日を楽しく、何かを継続すること。趣味のジオラマ作りで手を動かしています。



荒井 ヨシミ さん

一日一日を一生懸命に生きること。畑の手入れや外出も楽しんでいます。